

令和3年8月24日

陳情第65号

民生委員の負担軽減を求める陳情

民生委員の負担軽減を求める陳情

【陳情趣旨】

少子高齢化が政治課題になってから、ずいぶんと久しいように思います。少子高齢化を議論するときに、高齢者に焦点を定めるにせよ、子供に焦点を定めるにせよ、明確な解決策を示している自治体はそれほど多くないと考えられます。本陳情においては、特に高齢者福祉の取り組みに重要な存在として参画していただいている民生委員の活動を再点検し、負担軽減を図るべきであることを指摘させていただきます。

再検討の前提として、来年（令和4年）後半に民生委員の改選が控えていることをご記憶いただきたいと思います。民生委員は任期3年の役職で、他の役職と比較するまでもなく、長い期間、委員個人の時間が制約されるという印象が定着しています。小田原市では、289の担当区域が設定されていてそれぞれに担当の民生委員が選任されていることになっています。一方、改選期に適任者を選出することができず、欠員が生じることもあります。

労働環境の変化に伴い、65歳を定年とし本人が希望すれば70歳まで雇用するようになるとの社会情勢下で、勤務の傍ら民生委員を引き受けるのはよほど事情を理解できるごく少数の人になります。現在もかつても自治会に適任者の推薦を求めれば、地域社会が機能して人選は何とかな行われてきましたが、上述のように労働環境の変化が進行しつつあるなか、次回の改選から人選の困難さは想像をはるかに超えることになりそうです。

民生委員の負担軽減を図るにあたり、何が民生委員に負担となっているかを例示します。289の担当区域が設定されてとはいえ、250の自治会と26の連合自治会の中で、地域活動とも連携されていることも民生委員に負担をかけていると思料いたしますので、一部を簡潔にお示しします。地域活動と関連付けられていることもあり、民生委員全てに該当するわけではないこともあります。

① 敬老事業対象者の現況調査

小田原市は、毎年恒例行事として実施している敬老事業について、その対象者の現況確認を民生委員に求めています。予算の適正執行を図るうえで、対象者の現況確認は、住民基本台帳に記載されているだけでなく、傷病のため長期入院をしているとか、介護施設等への入所の有無をも把握する必要があることは理解できます。しかし、88歳の米寿であるとか、結婚60年、結婚70年のお祝いをするための調査や祝金、記念品の受け渡しをもするなど、時代の趨勢にそぐわない慣例が継続しています。予備確認をしたうえで、最終確認ともいえる直前確認をするなど、念入りにするのは民生委員にとって過度な公務の代行としか考えられないのです。

9月を敬老月間と定め、その3か月以内の時点で居住実態を確認することで対象者を確定できることとすれば、再訪の負担は無くなります。また、米寿や結婚60年、結婚70年はそもそも対象者が少ないことでもあり、小田原市が直営事業とすべきです。誤解なきよう申し上げますが、民生委員の見守り対象者とその予備軍である77歳以上の後期高齢者を把握しておくことは必要です。そのため敬老事業は継続するべきです。行き過ぎた配慮は小田原市が継続の可否と実施方法を検討すべきであると考えます。

② 災害時要支援者の見守り

近年、大型台風や豪雨の際に、避難すべき高齢者や支援を必要とする方々の広域避難所への誘導を民生委員が担わされています。これは、民生委員が支援を必要とする方々の住所氏名を常時把握しているからとされています。その名簿は個人を特定することから保護すべき個人情報とされてい

ます。そのうえで常時守秘義務を課されている民生委員の活動と位置づけられています。民生委員自身が避難を必要とする事態になることが想定されるうえ、地区によっては、複数の自治会で1名の民生委員を推薦していることもあり、地域防災体制の中に組み込むには無理があります。

③ 募金の集金

赤十字等の募金を集金しているのも、地区によっては民生委員の活動とされている場合があります。募金の趣旨は公益性が高くとも、民生委員の職務の拡大解釈と史料いたします。

【陳情項目】

小田原市議会として、令和4年後期の民生委員改選に対処するため、民生委員の職務・活動を見直し、負担軽減を図るよう小田原市長に求めること。

令和3年8月24日

小田原市議会議長

大川 裕 様

提出者

小田原市

加藤 哲男 ⑩